

近世初期の尾道における商品流通

中 山 富 広

一 は じ め に

本稿の対象とする尾道は、瀬戸内のほぼ中央に位置する、中世以来の代表的な港町である。近世の尾道に関する研究は、戦前より長沼賢海、羽原又吉、宮本又次らの諸氏によつて着手され、昭和十五年には『尾道市史』全三巻も完成している。しかし近世初期に限つていえば、一九六〇年前後に一連の論稿を発表された脇坂昭夫氏の研究を以て、その嚆矢となることができるであろう。氏の論点は多岐にわたつているが、都市・市場論に限定して整理すると、次の三点に要約できる。

(一) 慶長～寛永期は、「幕藩制的流通機構」完成への過渡的段階にある。

(二) その理由としては、(1)全国的流通網の未完成、(2)隔地間の莫大な価格差、(3)領主の直接的市場関与・開

拓、(4)初期豪商による流通担当、の四点が指摘されている。

(三) 明暦期を画期として近世的小(商業)經營が体制的に成立し(初期豪商の分解・没落)、寛文期ころに問屋商業が成立する。そしてこれは同時に近世都市の成立でもある。

これらの論点は、商品流通に関する具体的な史料の分析をふまえたものでないとは言え、この時期の市場構造の大枠を示し、かつ都市の成立と関連づけたという点においては内海地域における優れた先駆的な研究であると言えよう。

この脇坂氏の見解に対し、加子役編成と正保～明暦期の商品流通の具体的な分析を行いつつ、近世初期の市場論を提示したのが、隼田嘉彦・畠中誠治両氏である。すなわち、初期豪商(戦国期に最盛期であり、脇坂氏の言う初期豪商はもはや初期豪商ではないとする)の解体と、藩権力の加子役編成とによって下人の独立化が進み、そうした情

況を背景に(小)商人・船持層が市場の担い手として登場する。寛文期以前のその商人・船持層の担う市場を「初期小市場」としている。

以上の脇坂、隼田・畠中論文は、現在においてもこの分野での水準を示していると考えられる。本稿では三氏の論を基本的に継承しながらも、主に町の構成、とくに町役人の性格や自治的組織を視野に入れながら、慶長期後半の福島領有期から明暦期までの商品流通および市場形態を検討してみたい。このような方法をとらざるをえなかつたのは、第一に、当該地域の流通史料の不足をカバーするため、第二に、自治的機構の担い手である町役人の編成のされ方や性格に、商品流通のあり方が反映されているのではないかと考へたからである。

脇坂氏が指摘されたように、明暦期を画期として藩権力の掌握する町役人体制が整備されてくるが、これは幕藩制的流通機構（および領域市場）が整備されてくるのと同一時期であるとされている。それならばそれ以前の尾道町の支配体制、とくに町役人（年寄・月行司）の性格はいかなるものであったのか、そしてそのもとでの商品流通はいかなるものであったのか。脇坂氏が主張されたように、初期豪商ないしはその系譜をひくものか——そのもとでの市場形態については明確に述べられていないが——、あるいは隼田・畠中両氏が言われるよう、町役人も「初期小市場」

を担う「商人」であったのか、これらの点も含めて再検討しようとするものである。

二 元和期の町と初期豪商

(1) 年寄・月行司制の成立

尾道が毛利氏の支配下にあつた時期、尾道では渋谷氏をはじめとして泉屋一相、笠岡屋又左衛門、山村久二郎、小きと善二郎ら十人が知行地を宛行われている。^③また文禄四年（一五九五）には泉屋一相と笠岡屋又左衛門の二人が代官に命じられており、軍需品・物資の積出し・供給手段としての尾道豪商に対し、毛利氏の配慮の程がうかがえる。しかしここで問題にしようとする自治的組織が、尾道に存在したのかどうかは明らかでない。

福島時代の慶長八年（一六〇三）に泉屋一相、笠岡屋又左衛門の二人が福島正則より備後国蔵入米を預つてゐるが、^④これは福島氏の代官としてではなく、毛利時代の尾道の両巨頭がなおも勢力を保つていたことから、福島正則も最初は彼ら二人の政治・経済的実力を認ざるをえず、毛利時代の尾道の支配機構をそのまま踏襲したのであろう。では元和期にみられる五人の年寄制はいつ成立したのであろうか。慶長十七年（一六二二）にはじめて「泉や物左衛門・秋

田屋藤左衛門・かさおかや正左衛門・きと助兵衛・児玉惣右衛門」の五名の連名・連判がみられることが、慶長八十七年の間に、一相・又左衛門の二頭支配的機構から五人の年寄制へと変化したのは確実である。

おそらく毛利支配下の実力者であった一相（慶長十五年没）・又左衛門の代替りを契機として、右の二家に秋田屋・城戸・児玉の有力三家が加えられたのであろう。

また元和二年二月の「おのミち算用之もくろく」によると、上記五名が「おの道としる」とされ、さらに「きもり」が四名統いて連署している。この「きもり」が月行司的存在であると考えられる。

尾道町中定之事⁽³⁾

一月行吏渡し申時刻、年寄衆五人并に十二組之衆、算用を聞うら判あるべき事
但、月行吏衆他出いたし或は煩共御座候共、残衆と
一算用在之時、不罷出衆在之候ハ、銀拾匁出し可申

候、則御公儀入目ニ遣可申候

一屋地子之内、かち番匠たゞミさし、引残而物成究可申事

一御公役大分かより申時ハ惣寄相にて調可申候、若毫人も不罷出もの候ハ、くわたいとして銀式拾目出し可申事

一夜番かたくし家なミニいたし可申事

一御公儀御年寄衆にて被仰出候儀、無油断きもり可仕事

一明屋敷付立かり屋に居申候ものをよひ出し、家つくらせ可申事

右七ヶ条各衆儀にて相定申所如件

やけや調心判

いつミやけんセウ判

（以下、四名略）

（写本、三段組）

申定一札之事⁽⁴⁾

一御とし寄五人月行吏六十人之内、一月ニ年寄壱人月行司五人相談し、番月ニあたり役儀来月へのひざるやう調可申事
一さん用之儀年寄月行吏寄相、月切ニ可仕事
一御下米其外御公儀さん用之儀、年切可仕事
一地下ニ何事も談合申定時、一兩人□て申聞候を御奉

行衆へ被仰上、何様申上セ事ニ可被仰付候事

一わづふ何事もあこひきなく可仕

一御奉行并下代へ理申上儀無用捨可

申上事

一他国あき人と地下人と出入儀候ハ、何

一他國の人ニ利を付候るへき事

一御公儀被仰出儀、油断仕ましく

一談合之時一通之ふれニ不寵寄、其後

一相調候

ハヽ、過たいとして銀卅匁出させ可申支

一月行夏之内かつてつくにいつれの所へ成共はいり、

一月行夏不仕候もの御座候ハヽ、物談として地下拵可

申事

一町打未進之家候ハヽ、其ものゝさいはんにさせ不申、

一地下

一

にて才はん可仕事

元和三年五月廿三日

月行夏六

老中五人

まいる

両方の定とも、月行司六十人が年寄五人へ宛てた形式をとっている。より正確に言えば、年寄・月行司があわせて六五名が「衆議」を尽して決定したことを、月行司が年寄に誓約した形をとっている。内容については後述したいが、月行司の「町入用」的算用を中心とした規定以外にも、当

時の尾道の問題を反映している箇所もあるう。ともあれ、この時期に年寄・月行司を中心とする「自治」的機構が成立しており、そしてそのもとに広範な「地下人」が存在していたことがわかる。

では、このような自治的機構をつくりあげた年寄・月行司はどのような階層、性格であつたのか。彼ら六五名の屋号と名前を表2に示しておいたが、まず年寄の泉屋から検討しよう。

覚⁽¹⁵⁾

一輝元様広島に御座被成候時より和泉屋一相・同物右衛門度々御目見へ仕候、御家老衆御出頭衆、殊佐瀬石見守殿様へ御念比に被仰上之由に御座候事

一御代官所大分一相に被仰付候而、仕配仕候事

一江戸にても長門守様へ内匠殿御取次に而、庄右衛門御目見仕候事

一周防長門へ御座被成候而も、不相替御用をも被仰付候、庄右衛門代に罷成、所々支配事多御座候に付而、御用等御理り申上差上候而中絶申候事 (略)

一米千石つゝ毎年御渡し置被成候而、御用之疊表鉄酒など被召上候而其年／＼に御勘定仕候、私先祖へはかやう之御用、萩へ御越被成候而も御代々被仰付候

この史料は寛文年間に書かれたもので、多少の誇張や誤記もあることが考えられる。しかし戦国末期より近世初頭にかけての初期豪商が持っていたと思われる性格の一端がよく表現されている。すなわち毛利氏時代の代官職をはじめ、米千石をあらかじめ受取り、毛利氏の必需品を調達して精算するという領主権力との結びつきや、泉屋が鉄、畠表、酒等の特産品の流通を掌握しているという状況が読みとれるのである。また江戸や萩への「御用」の際、それのみにとどまらず、各地で特産品の遠隔地取引に従事した可能性も考えられよう。毛利氏時代の一相はともかく、元和期に活躍した玄松を経て、寛永年間に家業をついだ庄右衛門(寛文十一年没)⁽¹⁶⁾の代になって「御用等御理り申上」⁽¹⁷⁾げるまで、初期豪商的経営が続いていたと思われる。

秋田屋藤左衛門についてはよくわからないが、寛永十四年(一六三七)ころの宗門改帳によれば、二人の子と思われる久七(家族数一五人、うち非血縁一人)と宗四郎(一二人、うち非血縁九人)に代替りしている。二人の子が藤左衛門の家督を分け与えられたとするならば、藤左衛門の代には家族数三〇人前後を有する存在と考えてよい。笠岡屋少左衛門、城戸助兵衛、児玉惣右衛門の三人も、泉屋ほどでないにしても同様の経営規模を有するものであったと推測される。

次に月行司についてみよう。指摘できることは、同族・

同屋号の者が多いということである。三名以上月行司になつている屋号は、うつば屋・車屋・すミ屋・広島屋・山村(やけや調心も含む、寛永ころ大黒屋)が挙げられる。このうち山村久二郎(調心か)⁽¹⁸⁾は、毛利時代に一六石余の知行地を持ち、その子と思われる山村久藏は月行司の組の筆頭(表2の○印)となつている。同様に、先に挙げた車屋次右衛門・広島屋源右衛門も筆頭である。

他の組の筆頭についても検討を加えておくと、泉屋のうち七郎右衛門はよくわからないが、新蔵は一相の長子で玄松の兄にあたる。慶長十三年(一六〇八)に別家し、泉屋もしくは小今蔵という屋号を名乗つた。別家に際して一相から新蔵への「渡申銀子之事」によれば、現銀・酒造原料や古手など銀にして七貫目余を譲渡されている。銀七貫目というのは必ずしも多い額ではないが、この他に屋敷や蔵等の譲渡もあつたと考えられ、泉屋本家を側面から支える有力商人であつたろう。児玉屋二郎左衛門も同様に本家からの分家筋であろうし、渋谷与兵衛の父与右衛門は、周知のごとく、毛利時代に活躍した尾道の代表的な初期豪商である。⁽²⁰⁾また、こんや善左衛門は、毛利時代に知行を受けた「大かうや善三郎」の直系であり、有力商人であつたと思われる。

そのほかの月行司については何とも言い難いが、寛永十四年の非血縁家族を多く含んだ家族形態からみて、初期豪

商の商業活動の一分肢であつたり、また尾道を中心とする小市場（後述）を基盤に活躍しつつある商人層と規定してもよいかと思う。

元和期の年寄・月行司の性格を規定するならば、總じて年寄は初期豪商的經營を維持している商人、月行司の筆頭は有力上層商人——なかには初期豪商經營から別家した者もいる——であり、彼らを中心としたいわば「六五人衆」的体制であるといえよう。そして彼らが中心となつて、福島氏の奉行支配・初期浅野氏の御調郡代官支配のもと、尾道に自治的機構——①年寄一名・月行司五名による輪番制と臨時の「惣寄相」「惣談」、②月切り・年切りの「町算用」作成、③町負担に伴う諸割符の実施、④奉行の支配如何によつては「理申上」げる権限・力量、⑤町固有の「地下払」と「才はん」権（主に民事）を持つ——をつくりあげていたのである。

(2) 尾道の経済的基盤と米穀流通

次に、慶長・元和期の町——役人層・五軒と地下人層・二五〇軒前後の経済活動の基盤について、米穀流通の側面から考えてみたい。從來の成果などによつて、經濟活動の基盤を考えると、重複する点もあるが、次の五点が挙げられる。

- ① 戦国期以来の小市場の中心地で、当地域における商品（米・鉄・疊表など）の集散地。
 - ② 蔵入米の搬入と積出し。
 - ③ 全国市場の未成熟による初期豪商の遠隔地取引
 - ④ 他国商人の来航。これは①とともに、地下人の經濟活動を促進
 - ⑤ 尾道および島嶼部が米の一大消費地であり、米商・酒屋が多数成立。
- 慶長・元和期は、海外貿易品や軍需品の流通があるにしても、最大の流通品目は米穀、とりわけ領主米であつたと思われる。尾道では、慶長八年に福島正則が泉屋一相・笠岡屋又左衛門に、蔵入米五千石程を預けて、いわば委託販売を行わせていることが知られている。⁽²²⁾ 次に掲げる史料は、慶長二十年（一六一五）の福島蔵入米の販売を町方が算用したものである。

御おろし米のさん用⁽²³⁾

一 御米三千石

内

此銀七拾六貫五百目

但毫石ニ付廿五匁五分にて

一 武拾四貫三百六拾五匁ハ 青判にて上

一 拾武貫四百拾匁

青判にて上

一 六貫目

ちくミ板御座候

一七百五十三匁ハ

上灰吹御座候

一式貫武百八匁八分

ちゝミ有銀

合四拾五貫七百卅六匁八分

残三拾貫七百六拾三匁二分

未進

内

七貫九百五十匁ハ 御米取申もの有之

武拾貫八百拾三匁二分 町中未進

右者慶長廿年御下米未進急度御納所可仕、為後日如件

元和二年二月廿二日

幻 松

(以下、年寄四名略)

慶長二十年（元和元年）に三千石の蔵入米が尾道に下さ
れており、その銀七六貫目余のうち、銀三〇貫目余が未進
となつていることが示されている。上納分についてみれ
ば、青判以外のちぢみ・灰吹銀は実際に上納されず、尾道
で保管されており、これは米代銀をすべて広島へ上納させ
るのではなく、尾道に留めておいて必要に応じて軍よるも
需品などを調達させるという、福島氏の政策にのである
う。その擔い手が年寄であつたとすれば、初期豪商的經營
の体制的生存理由はここにも見いだすことができる。

次に、米穀流通にかかるものとして、右の「御おろし
米⁽²⁾さん用」の三日前に作成された「おのミち算用之もく
ろく」を検討しておこう。表1によると、収入として計上
されているのは、「度々貰申候貫之高」（これは、石高に

応じて銀を賦課されたもので、臨時に徵収される）の六二
貫余、下米の壳殘米、地子銀の残り、慶長十七年分の下米
の付加税残銀の四項目である。このうち「貫之高」には、
支出のなかに「三町引方」「三町未進」（前掲「申定一札之
事」の最後の条にある「町打未進」がこれにあたる）が二六
貫目余あるから、実際には三五貫目余の徵収額であった。
したがつて収入の項目は、町が保管する本来あるべき現銀
額、およびまだ処理されていない蔵入米（下米）の銀額が
書きあげられている。

払い方は、加子質や下米代上納等から成るが、興味深い
点が二、三あるので述べておこう。第一に、状持ちや「下
きもりり」等への「小払」や「しと（讃岐志度か）へまい
り御材木舟のかこ」等の加子質・餌取へ、あわせて三七貫
余支払つているが、これは「貫之高」（=町打銀）で賄つ
ていると考えられる。また農村での本途物成にあたる地子
銀は基本的に上納されるが、年によつては慶長十九年にみ
られるように、町に下賜される場合もあり、「貫之高」同
様、町入用として使用された。第二に、慶長十八・十九年
の「渡残米」にみられるように、町での評価額と上納代に
差異があること、すなわち兩年とも石当たり六・八匁程度
の聞きがみられることがある。これは利子的なものがつい
たのかどうかわからないが、さらに「御米入銀」として銀
一〇〇日に付き三・五匁の付加銀が課せられている点から

表1 おのミち算用のもくろく

慶長16～19年に度々貢申候貢之高	62,258.25
慶長17年町中へ渡し残り米	4,204.15
慶長18年町中へ渡し残り米（316.773石）	4,333.95
慶長19年町中へ渡し残り米（718.54石）	10,763.75
慶長20年町中へ渡し残り米（869.13石）	23,697.33
慶長19年の地子の余	1,582.77
慶長17年のかけちん・かけへり（100日に付5.2匁）の残銀	251.51
計	107,091.69
慶長17年7月～元和2年2月の小払、めいめいうけ取	19,752.14
ゑとり44人に渡し	14,111.38
しとへまいり御材木舟のかこ24人に渡し	3,493.63
慶長17年の渡残米（283.62石）代上納	5,827.22
慶長18年の渡残米（316.771石）代上納	6,483.4
慶長19年の渡残米（718.54石）代上納	15,700.73
慶長16年のかけへり（100日に付3匁）分の不足上納	123
慶長18年の御米入銀100日に付3.5匁分の不足上納	1,127
慶長19年の御米入銀100日に付3.5匁の不足上納	1,667.3
慶長15年借用米175.5石を同17年に納所	4,057.86
慶長17年松田下総の米550石のあちん、かこちん等	257.55
19年方々くらへもち入の出しちん、ねすみくい	161.73
御米91.296石、小さど、いつみやくらにてねすみくい	2,151.23
三町引方	23,848.44
三町未進	2,717.61
は　　ら　　い　　計	101,634.755
差	5,456.93

もすれば、福島氏は地子銀よりも蔵入米の尾道での換銀差額に重点をおいた政策をとっていたということができよう。そして注目すべき点は、これらの差額・附加税の負担が現実の米買取者ではなく、町で負担していることである。第三に、蔵入米が「方々くら」「小さど・いつみやくら」に保管されていることである。浅野氏支配の慶安二年（一六四九）に尾道へ蔵が設置されるが、それまでは福島・浅野両氏とも、年寄・月行司の蔵に保管させていたことは確かであろう。

以上の右引用史料および表1の検討を、本稿の主題にそつてまとめておこう。年間三七五千石の蔵入米は尾道町の責任において捌かれているが、米を預かり売払っているのは年寄・月行司の裁量によると考えられる。元和期の米穀流通の機構は、年寄・月行司の運営する町によつて担われており、その意味で、初期豪商

的經營を行つてゐた有力商人達がイニシアティブをとりつ、領主米の流通がなされてゐたことができる。

このことは家臣知行米の場合も同様であつた。福島時代には知行米の下米は、尾道で毎年千石以上あつた。元和二年には、梶田出雲・松田下総・間島美作・広瀬喜左衛門の四人から、一二七五石余を預かり、月番の月行司が翌年三月までに九一一石余を町中におろしてゐる。⁽²⁸⁾ たとえば、元和二年八月の月番であった鍋屋次郎右衛門は、「梶田出雲様おののミち町中へ御おろし米、我等預りて右之衆中へ拝申候」として、笠岡屋少左衛門・秋田屋藤左衛門(年寄)へそれぞれ一四・二石、すみ屋善右衛門(月行司)六・一石、そして地下人で小売と思われる筆屋・よこ屋・大坂屋へそれぞれ六・五石、四石、二石の計四七石を売払つてゐる。⁽²⁹⁾ 蔓入米・知行米とも、地下の米屋の要求に応じて売払つたと思われる。彼らは酒米として買取る場合と仲買・小売商として買取る場合があるが、後者の場合、小市場内、とくに尾道町およびその近辺で販売されたと思われる。

三 寛永～明暦期の商品流通

(1) 加子役負担と年寄・月行司

寛永期に入ると、年寄五人・月行司六〇人制から、年寄五人・月行司六五人制へと移行し、月行司の組が一組増え、「七〇人体制」となつてゐる。その寛永十八年における町役人七〇名を示したのが表2である。表にはそれぞれの檀那寺、寛永十四年ころの家族形態、同十五年の屋敷所持および同四年の加子役負担銀も同時に示した。しかし寛永年間の町役人の交替は激しく、十八年の時点での年寄五名および月行司の筆頭一三名は確定できない。そこでちなみに寛永四年における年寄・月行司筆頭の名前と加子役負担銀を示すと、年寄は、泉屋庄右衛門(免除)・笠岡屋少左衛門(免除)・城戸屋助兵衛(一〇〇目)・児玉屋惣右衛門(免除)・渋谷与兵衛(免除)、月行司の筆頭は、小今蔵彦右衛門(二三〇目)・泉屋九右衛門(二四〇目)・秋田屋九七(二二八匁)・米屋二郎兵衛(一七〇目)・広島屋源右衛門(二二〇目)・新介屋市右衛門(一九〇目)・灰屋二郎右衛門(一六五匁)・うつぼ屋少二郎(一六〇目)・大紺屋善左衛門(一五〇目)・あが屋助二郎(一四〇目)・同弥三右衛門(九〇目)・すみ屋善右衛門(一一〇目)・亀川清右衛門(二二一匁)の一三名である。彼らはいずれも元和期の年寄・月行司の系譜をひき、かつ加子役銀の負担割合からみても尾道を代表する商人であつた。

さてここで注目したいのは、城戸屋助兵衛が年寄であるにもかかわらず、加子役銀が免除になつていなかい点であ

る。このことは、城戸屋が実質的に年寄の職務を何らかの理由によって遂行していない、つまり城戸屋の年寄役は形式上そこに名を連ねていたにすぎないことを示しているであろう。加子役銀一〇〇目は決して低い額ではない。しかし月行司筆頭の額よりも低額と言わざるをえない。この加子役銀から判断して、城戸屋の初期豪商的經營がかつてないほどの危機に直面し、そのため年寄の職務を執行する余裕すらなかったのかもしれない。ともあれ、これは初期豪商的經營の行き詰まりによつて、実質的に三~四名の流动識して、表2の七〇名にみられるように、形式的・対外的には寛永年間にも五名の年寄制が維持されていたと思われる。⁽³⁰⁾

さて、それでは寛永期の年寄・月行司七〇名はどのような商人層から成っていたのであらうか。元和期の初期豪商的經營を有する商人の連合的性格と比較して、どのような性格といえるか、表2より検討してみたい。

まず同族の者でその数を増しているのは、元和二年の三名から九名へと三倍増をみせている泉屋を筆頭に、児玉屋(二名→四名)、あが屋(二名→四名)等である。逆に減少した屋号としてすみ屋(五名→二名)山村(四名→二名)等が挙げられる。また系譜的みて新たに月行司に就任した者が一五名、月行司の家柄でなくなった者が一二名

いる。のことから元和期の年寄・月行司の系譜をひく者が多く、二五年間でわずか五分の一が交替しているにすぎないことになるが、一方で泉屋やすみ屋等の増減の原因を初期豪商的經營の解体(小經營への機能分化)ととらえれば、そこには年寄・月行司を構成する商人層の性格に変化があつたと想定できないか。すなわち城戸屋の例で推測したように、初期豪商的經營の解体(および小經營への転換のきざし)と、地下人の経済的抬頭という社会変動を、ここに読みとれないのである。

そこで次に、「地下中高下出来ニ付、御加子役銀錠如此仕替候、少茂高下依怙品肩無御座、有様ニ割符仕候、若高下仕重而地下ヲ申分御座候ハ、此加判仕候者共曲事ニ可被仰付候」⁽³¹⁾として割替られた、寛永四年の加子役銀負担から、その変動の一端を探つてみたいと思う。

表3は、その寛永四年の加子役銀と間口の広さとの関係を示したものである。加子役銀が間口の広狭に比例していないから、現実の商業活動・致富手段に応じて「有様ニ割付」されたと考えてよい。表から知りうることは、(1)抱が高く評価されていることである。抱の実態は「ミセ・カシヤ」であり、例外的に藏屋敷などの場合もある。(2)間口が四間以上の者でも、一五匁以下が六名おり、逆に二間以下に五〇匁以上の者が二名いる。(3)数量的に加子役銀負担の中核を占めているのは、二~三間の者であり、五〇目以上

表2 年寄・月行司の存在形態

元和2年(1616) における月行司衆	寛永18年(1641) における月行司衆	檀那寺	寛永14年(1637) この家族形態			寛永15年の 屋敷所持	寛永4年(1627) の加子役銀	備考
			人	血縁 人	非血 縁人			
◎秋田 や 藤左衛門 秋田 や 宗 四郎(争)正受院	人 3 9 12	2 8.12	人 2 8.12	人 3 15.18 免除、庄右衛門抱204.5	人 4 *1	人 3 12.12 240	人 2 12.21 143.5	人 1 6.27
◎いつミ や けんせう 泉 泉 泉 泉 泉 泉	人 9 20 29	人 4	人 3 12.12 240	人 3 10 13	人 2 12.21 143.5	人 2 11.15 新戸220、同人抱76	人 1 6.27	人 1 6.27
○いつミ や 新 蔵 小 今 蔵 彦 右衛門(争)西国寺	人 3 13 16	人 4 *1	人 3 12.12 240	人 3 7 10	人 2 11.15 新戸220、同人抱76	人 3 11.15 新戸220、同人抱76	人 3 8.24	人 3 8.24
○いつミ や 七郎右衛門 いつみ や 猪 右衛門	人 4 14 18	人 5	人 3 11.15 新戸220、同人抱76	人 2 6 8	人 3 1 6.00	人 3 8.24	人 1 6.00	人 1 6.00
○いつミ や 五郎右衛門(争)西国寺	人 6 11 26	人 10 37	人 2 1	人 9 19.16 181	人 1 9	人 1 9 19.16 181	人 1 9 19.16 181	人 1 9 19.16 181
◎かさをか や 少左衛門 笠岡 や 庄左衛門(争)正受院	人 6 11 26	人 4 10	人 2 1	人 9 19.16 181	人 1 9	人 1 9 19.16 181	人 1 9 19.16 181	人 1 9 19.16 181
◎きと や 助兵 懈右衛門 門見 児玉 玉 や 少三兵	人 5 14 19	人 2	人 4 10.17 36.6	人 5 10 15	人 1 3.15	人 1 3.15	人 1 3.15	人 1 3.15
○こたま や 二郎左衛門 児玉 玉 や 仁左衛門	人 5 14 19	人 2	人 4 10.17 36.6	人 6 9 15	人 1 1.124	人 1 1.124	人 1 1.124	人 1 1.124
あか や 弥三右衛門 仁左衛門	人 3 6 9	人 4	人 1 3.15	人 3 6 11	人 3 10.05 90			
あか や 助二郎 阿賀賀崎 や 金十郎	人 8 6 14	人 2	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9	人 2 9.18 助二郎 140、同人抱9
あまかさき や 孫兵 阿尼	人 5 7	人 1	人 1 2.00	人 1 2.00	人 1 2.00	人 1 2.00	人 1 2.00	人 1 2.00
庄左衛門男子								
三右衛門男子								

いもしや	九郎へもん	鑄師	や	伝左衛門	(脊)西之坊	4	9	13	1	2.15
○いわしや	市右衛門	御所	や	宗三郎	(淨)松源院	4	5	9	1	.24
うわしや	二郎へもん	道	味	三郎右衛門	(淨)松源院	7	12	19	4	7.09 太郎作75, 同人抱34
うわしや	うわしや	うわしや	うわしや	二郎四郎	(脊)松源院	5	4	9	1	1.24 戸主60
いよ	源太郎	(法)妙宣寺	*	源太郎	(時)慈觀寺	2	9	13	2	3.18 源太郎50
うつほ	少郎	(時)慈觀寺	*	少郎	(時)慈觀寺	13	18	7	1	6.15 160
うつほ	大郎	忠助	*	二郎	(時)慈觀寺	4	7	13	1	1.27 50
うつほ	大郎	吉助	*	八郎	(時)慈觀寺	8	13	13	3	5.18 惣太郎60
ゑひす	ゑひすや	善助	*	大郎	(言)善性寺	4	10	14	3	1.21
ゑひす	山入	善	*	入八郎	(言)善性寺	5	6.14	85,	5	同人抱31
ゑひす	入はな	善	*	三郎	(言)善性寺	6	14	85,	2	5.27 同人抱19
かしま	三郎	左衛門	*	左衛門	(真)福善寺	1	6	9	1	1.03 50
かしま	左衛門	郎	*	十郎	(淨)信行庵	2	6	9	2	4.06
かしま	金門	郎	*	仁源	(淨)信行庵	9	10.09	清右衛門 211	{	*戸主・かしまや *戸主・清右衛門
かしま	かしま	かしま	*	清右衛門	(淨)信行庵	13	13	4	1	2.06 又三郎65
かしま	川	善右衛門	*	助	(淨)南之坊	8	13	4	2	.24(25, 同人抱10
かしま	川	善右衛門	*	又	(淨)南之坊	7	11	4	1	3.09 惣太郎97
かしま	川	善右衛門	*	次	(淨)南之坊	6	11	5	2	1.21 52
かしま	川	善右衛門	*	宗	(淨)南之坊	5	9	5	1	久三71, 同人抱23.1
かしま	川	善右衛門	*	九郎	(淨)南之坊	4	5	5	6	12.12 170, 同人抱73.5
米	米	米	*	七郎	(淨)南之坊	3	2	5	3	
米	米	米	*	九郎	(淨)南之坊	2	5	5	3	
米	米	米	*	七郎	(淨)南之坊	1	4	1	6	
猪	猪	猪	*	二郎	(淨)南之坊	6	6	6	1	
右衛門	右衛門	右衛門	*	兵衛	(淨)南之坊	5	5	5		
(脊)	(脊)	(脊)	*	兵衛	(淨)南之坊	4	4	4		
持光寺	持光寺	持光寺	*	兵衛	(淨)南之坊	3	3	3		

元和 2 年 (1616) における月行司衆	寛永18年 (1641) における月行司衆	櫻 那 手 血縁縁	寛永 14 年 (1637) ごろの家族形態	寛永15年の 屋敷所持	寛永4年 (1627) の加子役銀	備 考
こん ん や 助 九 郎 ○こ ん や 善 左 衛 門 事 小 ○し 成 七 ふ 与 少 与 四 兵 助 兵 九 郎 五 郎 右 衛 門 三 郎 右 衛 門 新 善 弥 与 左 衛 門 左 衛 門 門 す 次 五 郎 へ もん 四 郎 へ もん 二 郎 へ もん 孫 右 衛 門 又 三 郎 又 右 衛 門 四 郎 右 衛 門 灰 や 二 郎 右 衛 門 (時) 慈 猶 寺 善 左 衛 門	(海) 南 之 功 大 紺 や 善 左 衛 門 (海) 南 之 功 大 紺 や 与 九 郎 (海) 南 之 功 谷 市 右 衛 門 (海) 吉 祐 功 市 右 衛 門 (時) 常 利 寺 5 10 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 4 7 2 4 5 19 24 3 12.15 { 与兵簿免除、同人抱 101.7 45, 同人抱 21 6 150, 同人抱 54 1 1.24 — — 102, 同人抱 30 1.21 110 5.06 16 2.09 40 正右衛門 90	ごろの家族形態 かしや 計 かかへ ミセ 筆数 面積 畠	寛永15年の 屋敷所持	寛永4年 (1627) の加子役銀	備 考
世 た し ま や 五 郎 へ もん か へ ら 二 郎 へ もん か へ 孫 右 衛 門 七 は つ う 又 右 衛 門 り い 又 右 衛 門 は ひ し ま や 四 郎 右 衛 門 ま し ま や 二 郎 右 衛 門 は ひ し ま や 善 左 衛 門	{ 又右衛門80, 同人抱 81.6 *11 3 11.18 165, 同人抱 157 1 2.12 56	{ *うち 1軒は、は いや後家				

○ひろしまや 源右衛門 郎	源右衛門 郎	4	9.06	210, 同人抱48.6	
ひろしまや 宗四 郎	(淨)南之坊	2	6.27	宗四郎190, 同人抱74	
ミその上 与三右衛門	(淨)大藏坊	1	5.09	170	{*戸主, 善甫 山
山 山	(淨)天寧寺	1	1.03		((下))
○山 や	(淨)南之坊	3	3.24	淨慶80, 同人抱23.5	
山 山	(淨)右衛門 郎	1	1.03	82, 同人抱50	
○山 や	久 蔊	3			
けたや 久 蔊	調助 四郎	1			
ゆひたや 久 蔊	心郎	6			
心郎	大黒門	6			
宮堺	大黒門	2			
さかいや 宗左衛門 郎	心郎	9			
や 宗左衛門 郎	助	9			
や 宗左衛門 郎	助	4			
(淨)南之坊	*	4			
(淨)十王堂	*	4			
助左衛門 郎	少二郎	9			
長左衛門 郎	(淨)正授院	11			
理二郎	理二郎	4			
兵三郎	理二郎	3			
衛門	理右左衛門	3			
(淨)安養寺	次善	3			
(淨)吉祥寺	彦清	3			
(淨)持光寺	彦彦	2			
(淨)南之坊	長伝	2			
(法妙宣寺)	甚善	2			
内総治や 大かちや	大坂	2			
天目見や 大坂	天石	2			
大坂	天石	2			
					*戸主, 調心後家

「尾道町中定之事」(元和2年) <「淡谷文書」>, 「万小日記」(寛永18年) <「淡谷難鏡」>, 「尾道町宗門改帳」(寛永14年ごろ) <「尾道書類」>等による。元和2年の②は年寄, ○は月行司筆頭。稲那寺の(淨)は浄土宗, (言)は真言宗, (眞)は浄土真宗をさす。

表3 寛永4年(1627)における間口の面と加子銀の相関

間 々	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~	計
200~ 150~			1, (抱) 1	3 6		1	1	13
140~ 130~ 120~ 110~ 100~		(抱) 1	3		1			13
90~ 80~ 70~ 60~ 50~		2, (抱) 1 6, (抱) 1 (抱) 1 1, (抱) 1 1	2 3 2 7, (抱) 2 5, (抱) 1	1, (抱) 1 2 3 2, (抱) 1	1 1 1			48
40~ 30~ 20~	2, (抱) 1 9, (抱) 3 13, (抱) 8	9, (抱) 2 8, (抱) 5 8, (抱) 4	2, (抱) 2 (抱) 1 4	1, (抱) 2		1		85
15~	12, (抱) 2 (内) 1	5, (抱) 1	1, (抱) 1					23
10~	22, (抱) 5 (内) 1	16, (抱) 6	4	3				57
5~	45, (抱) 6 (内) 4	25, (抱) 4 (内) 1	2, (抱) 3	1, (抱) 2 1	(抱) 1 (抱) 2			97
5未満	97, (下) 7 (内) 9, (抱) 14	86, (下) 5 (内) 2, (抱) 4	10, (抱) 3	2		(下) 1 (抱) 2		242
計	265	229	46	24	5	4	5	578

の割符は抱を除いて三〇名にのぼる。しかも彼らのほとんどが月行司もしくはその系譜をひく者であった。(四)五々未満である「内子」的な存在が一八名書き上げられており、主家従属者が、下人が一三名、同様に一五々以下に「誰兵衛内、某」といふように「内子」的なる存在が一八名書き上げられており、主家従属者層の自立過程を示している。

次に、寛永元年と同四年の加子役銀の負担の変化を検討してみよう。長江西町では、地下人にはほぼ変化はないが、月行司の系譜をひく七十七屋善二郎が二三・四々から八々に減り、広島屋惣四郎が一五〇目から一九〇目不断增加している。また表4に掲げた長江新町では地下人のほとんどが増銀となつておらず、かつ加子役銀負担の範囲を新たに抱まで広げていることがわかる。以上の検討から、元和期の月行司の系譜をひく商人の盛衰、

表4 長江新町における加子役銀の変化

人名	寛永元年	寛永4年
郎門郎家衛郎門郎門郎家郎家郎郎門抱	1.3	2.3
二衛郎左二兵五七衛衛二衛五衛	1.3	1.5
太二助後又善孫源孫孫源三助後助後三四弥彦	1.8	2.5
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	1.8	2.0
町町町太成成い作町庄庄二う衛	2	2.8
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	2	3.4
新新新庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	2	2.5
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	2	3
町町町太成成い作町庄庄二う衛	2	2.3
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	2	3
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	2	3
町町町太成成い作町庄庄二う衛	2	4.4
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	2	4
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	2	2
町町町太成成い作町庄庄二う衛	2	2.6
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	2	4
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	2	4.5
町町町太成成い作町庄庄二う衛	3	3.5
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	3	6
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	3	4
町町町太成成い作町庄庄二う衛	3	1.5
新新新源庄新新新三三か瓜新助き孫瓜新新天神前天神前天	3	70.8
ノノノ郎や町町町ややのりノ郎イ門り町町町げや	45.7	
町町町太成成い作町庄庄二う衛		

抱の経済的重要性——つまり、彼らの小市場を基盤とした商業・輸送活動——と、地下人の抬頭という特徴が看取できる。脇坂氏の表現を借りれば、初期豪商的經營の解体と近世的小經營への発動ということにならうか。その意味で寛永十八年の年寄・月行司七〇人の性格は、解体過程にある初期豪商的經營およびその系譜をひく商人と、小市場を舞台に抬頭しつつある小經營商人層・職人層であったと言える。

ただし、この寛永期の町役人の性格が、初期豪商的經營

【補註】
では、小經營商人層が基盤とした小市場とはどのようなものであったのか。また尾道の初期豪商が行ってきたことの意味で言えば、寛永と明暦期の町役人の性格は地縁的・職能的結合への、過渡的性格を有していたということができる。

の解体によって広範な層まで含みこんだ連合的性格という側面に加えて、ここでは藩権力の統制が從来の自治的機構に、より一層強くのしかかつてきたりうことも指摘しておきたい。たとえば後述する正保三年(一六四六)の史料では、尾道に積み上げられた荷物を、尾道支配担当の御調郡代官に月行司が報告しているように、藩権力の規制のもとに、年寄・月行司役の性格自体も大きく変化しつつあること。またそれと関連して、註(30)でもふれたように、そのような藩の統制強化にともなって、万治年間ころ年寄制が一町一名計三名という制度に変化していることが挙げられる。こうした過程をへて元和期以来の尾道の自治的組織が元禄期ごろまでには解体され、藩権力の統制のもとに再編されるのである。そうした意味で言えば、寛永と明暦期の町役人の性格は地縁的・職能的結合への、過渡的性格を有していたということができる。

遠隔地取引は、隼田・畠中氏が重要視されていないように、もはや衰退してしまったのか。ここでは以上の二点を簡単に整理してみようと思う。

まず小市場について検討してみよう。一般に、領域市場および幕藩制的全国市場が確立するのは寛文～元禄期とされている。その完成の前段階の市場形態が小市場であり、戦国期以来の町場を中心に各地に形成された。隼田・畠中氏は、領主米の販売機構と小流通機構に着目してこの、近世初期の市場を「初期小市場」と呼び、全国市場形成の先駆的形態とした。尾道に限って言えば、自然発生的に中世市場の系譜をひき、尾道を中心内外海をはさんで伊予と島嶼部に囲域をもつ市場と規定している(前掲、「近世初期における加子役の成立と市場構造」)。しかし小市場、「初期小市場」のいすれにしても、慶長～寛文年間の主要な市場形態である、という点においては共通している。だが、寛文期以前の市場形態を小市場(「初期小市場」)の論理だけで捉えられるのである。少なくともそこには生産力の発展に応じて、段階の設定が必要であるように思う。以下、実証は今後の課題としたいが、内海地域の小市場を寛永年間を画期として、二段階に分けて考えていただきたい。

慶長～寛永年間の場合(小市場Ⅰ)は、市場圏の内部においても、遠隔地取引でみられるような莫大な価格差

が存在する段階である。この段階は、村落がいまだ家父長制的な農民によって構成されており、かつ小市場内の都市と農村との分業も未成熟という条件下に規定され、市場関係は不安定である。

寛永～寛文年間の場合(小市場Ⅱ)は、家父長制的農民の分解と、都市と農村の分業関係の成立によつて、都市を中心として、小市場内にIのような価格差がもはや存在しない段階である。同時に、この段階は藩が本格的に領域市場の整備を開始する時期でもあり、城下町商業の完結の一環として、各地に在町が設定されてくる段階でもある。

IからIIへの移行は、この時期の流通品の増大によつてもたらされたものであつた。広島藩で寛永年間を画期として、札役銀・諸運上が増加しているのは、流通品の増大に対する藩の対応のあらわれであつた(この点については前掲、土井作治『幕藩制国家の展開』第三章第三節4を参照されたい)。

戦国末期から近世初期にかけて初期豪商が盛んに行つた遠隔地取引は、小市場Ⅰを基礎にして初めて実現し得るものであろう。したがつて極論すれば、互いに後進地域間でも取引が成立しうる可能性もあり、全国各地で遠隔地取引は成立するのである。しかし小市場Ⅱの段階にいたると、徐々に衰退し、後進地域と先進地域間にしか

存在しなくなる。尾道において西廻り航路が開発されていないこの段階においては、南および西九州が主要な取引地であったと考えられる。

(2) 商品流通の実態

前節で述べた年寄・月行司による米穀流通機構は、浅野氏支配下においても、慶安二年の浦辺蔵設置まで基本的に継承されていたと思われる。また家臣知行地からの下米も同様であった。³³⁾

しかしこの段階(寛永年間以降、小市場Ⅱ)になると、右の尾道町への直接的な蔵米・知行米の払下に加えて、広島と三原の米屋(蔵元的存在)から荷受商事形態で米購入が本格的に始まり、慶安二年の蔵設置以後は、やがてこの形態による米購入が主流となる。これは藩の城下町育成策に規定されたもので、まさに尾道の小市場が領域市場に組み込まれていきつつあることを示すものであろう。

さてここでは最初に、量的把握はできないが、この時期の流通経路を図1に示しておこう。図における小市場は島嶼部と、図示していないが、尾道の後背地農村と伊予の沿岸部である。「島々より請取申塩」以外は、「預申荷物」「積上申荷物」とあるだけで品目はわからないが、これらは小市場内と九州からの物資移入であった。その他の主要な移

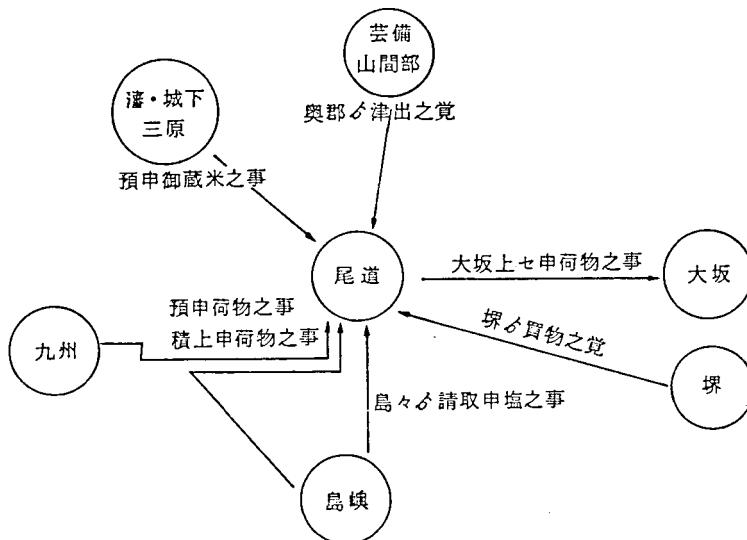


図1 寛永年間の商品流通略図

入経路は広島・三原からの「預申御藏米」と家臣知行米、それに慶安以前には年寄・月行司の蔵へ藏入米の移入があった。また「奥郡より津出之覚」とあるのは、鉄・材木等の特產品を想定してもよいかと思う。

この時期の尾道商人と大坂・堺との関係は、「大坂上セ申荷物」と「堺の買物」とあるように、大坂へ米穀ならびに鉄・骨表などの芸備特產品を積上せ、帰路に堺などから工芸品等を積載する場合もあったのであろう。そのほか領外では、兵庫(「兵庫にて遣銀子之事」)、牛窓(「牛窓にて宿質之事」)、京都(「京都へ駄賃之事」)、福山(「福山へ駄賃之事」)があげられているが、これらは加子役関係と思われる。

次に、この段階の唯一の流通史料である「御領内米并他國より依子入切手写帳」(正保三年五月、慶安元年六月、明暦二年十月)を検討しよう。この史料は月行司の月番にあつた渋谷市右衛門組が、尾道に荷上げされた米・雜穀の数量と荷上げを行った商人名を記録したものである。したがつて米・雜穀の入荷以外は対象となつておらず(干鰯が一例のみ)、塩やあい物等の流通は判明しない。しかも一年間のうちのわずか一ヶ月の記録にすぎず、図1に即してみると「預申御藏米之事」と「積上申荷物之事」の一部でしかない。表5(7)として、流通に関与した尾道の商人名と米・雜穀の量および荷積地を整理してみた。

まず表で大別したように、穀物入荷が船物商事形態と荷

受商事形態に分かれる。船持商事(図1では「積上申荷物之事」)から検討すると、元和(?)寛永年間の年寄・月行司の系譜をひかない商人(地下人)層が大半を占めていることがわかる。表5の正保三年では一八名のうち一一名、表6の慶安元年は二九名のうち一九名、表7の明暦二年は一三名のうち六名である。なかでも宮崎屋(表5の1)やハツカ屋(表6の5)、わた屋(表7の13)等がその積上げ回数・積載量において注目される。これらの商人は小市場IからIIの段階にかけて、市場内での商業活動と加子役への従事によって抬頭してきたのであろう。また、わた屋や唐津屋(表7の8)、薬師堂の五郎七(表6の25)など九州や讃岐に進出している例もあるが、遠隔地の多くは年寄・月行司の系譜をひく商人であり、かつ小市場内では調達されていない大豆・小豆類の取引を行つてている(表5の10、表6の15・17・27、表7の4・12など)。

次に、荷受商事形態を検討しよう。この形態は、大半が年寄・月行司による三原・広島の商人(蔵元)からの藏米・知行米移入である。表5の6の大坂屋権右衛門(は十二日^(三次藩主))に小麦を「三原より積參」つてゐるが、その時に「竹本外記様御年貢米」を購入する商談をまとめたのであろう。翌十三日には、三原の米屋某より米一八石を尾道で受取つてゐる。この事例は、大坂屋が船持商事と荷受商事の両方を含んだ經營であることを示し、後年のように専門化するに至

表5 正保3年(1646)5月における尾道への穀物入荷

船 持 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 仕入地	
1. 宮崎 や善五郎	1, 29	大豆54.9石(筑前), 大豆24石(鞆)	
2. 米 や九七郎	2	小麦 3.2石(三原)	
3. ?	3	大豆30石(唐津)	
4. いよや五郎兵衛	5, 27	小豆 2石(松山), 小豆 2石(松山)	
5. あめや九郎	11	大麦 3.6石(中島)	
6. 大坂 や権右衛門	12	小麦 3.2石(三原)	
7. 大崎 や新五郎	13	小麦 6.8石(大崎島)	
8. 三原 や久左衛門	14	大麦 3石・小豆 0.3石(竹原)	
9.	14	大麦 0.5石・小麦 2.5石(島かた)	
10. こたま や加兵衛	19	大豆40石(日向佐土原)	
11. いちや忠三郎	19	小麦10石・大麦15.2石(今治)	
12. たんす や助市	20	小麦 4石(備中)	
13. 重井 や彦左衛門	22	小麦 2.8石(因島三庄村)	
14. 後小路 又三郎	25	大麦 2石・小麦 3.3石(大崎島)	
15. 又兵衛	26	小麦11.5石(予州)	
16. 山 や惣左衛門	26	小麦18石(今治)	
17. よつき や庄二郎	27	小麦14石(今治)	
18. くはノ 小左衛門	29	小麦 2石・大麦 4石(島かた)	
(破 押)	13	小麦 3.6石(岡村島)	
	19, 21	小麦10石(竹原), 小麦 4石(島かた)	
	25, 26	小麦 6.5石(備中), 小麦 2.4石(伊予藤原),	
	26	小麦10石(伊予林)	
	27	小麦15石(岩城島)	
	27	小麦16石・いわし10石(松山)	
	27, 29	大豆 1.5石(忠海), 小豆 1石(因島)	
荷 受 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内, 荷積地	
1. 米 や角兵衛	2	米15.9石(三原)	
2. うつほ や太右衛門	5, 13	小豆 7石(松山), 小豆 1.5石(松山)	
3. いつみ や庄九郎	14, ?	小麦6.5石(今治), 小麦1.2石・小豆5.7石(松山)	
4. 面 や助六	6	米50石(三原)	
5. はい や次郎右衛門	6	米20石(広島)	
6. 大坂 や権右衛門	7	米12石(三原)	
7. ハツカ や惣右衛門	13, 20	米18石(三原), 米42石(三原)	
8. たんす や助市	14, 18	小麦7.2石(予州いの口), 小麦2.7石(瀬戸田)	
9. いわし や惣三郎	18	小麦 1.6石(三原)	
10. いわし や七郎左衛門	19	米33石(三原)	
11. いと や久左衛門	20	米 9石(豊田郡舟木村)	
12. 米 や猪左衛門	20	米27石(三原)	
(破 押)	21, 26	米 9.9石(三原), 米36石(三原)	
(破 押)	22, 27	米33石, 米27石(以上, 三原)	

表6 慶安元年(1648)6月における尾道への穀物入荷

船持商事形態				
人名	日付	荷()内、仕入地		
1. しほや二郎四郎	3	小麦 2.8石(ゆけ島)		
2. やくし堂又十郎	4	小麦17.6石(はかた島)		
3. 刻やの兵衛門	4	小麦 2石(三島)		
4. 米や吉右衛門	6	小豆15石(広島)		
5. ハツカや惣右衛門	6,8,10 11. 19	小麦 2.4石、小麦 4.8石、小麦 2石 小麦12石、小麦 3.2石(以上、三島)		
6. 荒神堂孫兵衛	6	小麦13.6石(三島)		
7. うはしや惣兵衛	7,7,19	小麦14石、小麦 4.8石、小麦 2石(以上、三島)		
8. さやノ前左孫兵衛	8	小麦 1.6石(三島)		
9. いとや久左衛門	11	小麦12石(三島)		
10. 灰吹や善五郎	19, 20 11, 11	小麦 7.5石、小麦 3.5石(以上、三原) ?21.6石(やしろの島)、大豆18石・小麦 6石 (平戸)、小麦16石・小豆15.5石(広島)		
11. はりまや与三兵衛	11	小麦1.89石(きはら)		
12. 大崎や新善五郎	11	?11.6石(三島)		
13. よつきや善十郎	12	小豆 0.3石・小麦 2石(予州川之上)		
14. よつきや庄二郎	14	小麦 7石(今治)		
15. 秋田や久七郎	17	?60石(肥前)		
16. いつみや次右衛門	19	小豆 1.2石(三原)		
17. いつみや次右衛門	20	大豆29.4石(大坂)		
18. 荒神堂善四郎	17	小豆 0.5石(三島)		
19. 御所ノ善庄二郎	20	小麦 1石(因島棕浦)		
20. 三郎兵衛・忠二郎	22	小麦6.11石(宮島)		
21. けんほや吉右衛門	22	小麦 0.8石(?)		
22. やくし堂仁右衛門	23	小麦 1.5石(島かた)		
25. やくし堂五郎七郎	25	小麦 1石(丸龜)		
26. 後小路助三郎	25	小麦1.35石(大崎島)		
27. こたまや市三郎	27	小麦39.5石(豊後府内)		
28. たしまや庄六郎	27	小麦1.16石(伊予ふしほら)		
29. いよや五郎兵衛	27	小麦 4.8石(三原)		
(破 扱)	4, ? 3	小麦 7石(三原)、小豆 1.6石(瀬戸田) 小麦 ?石(瀬戸田)		
荷受商事形態				
人名	日付	荷()内、荷積地		
1. 塩や又右衛門	2	大麦10.5石(向島西村)		
2. いわしや惣兵衛	5	大麦 3石(向島西村)		
3. 島や助一郎	6	大麦 1.6石(向島西村)		
4. 三十三十郎	6	?10石・大麦 5石(かまかり島)		
5. 大入や清左衛門	18	大豆16.8石(大坂)		
6. 米や清三郎	25	米34.2石(三原)		
7. 米や久左衛門	25	米30石(三原)		
8. 栗原や庄八	28	米30石(三原)		
9. 泉や小左衛門	28	米30石(三原)		
10. 広島や源右衛門	29	大豆 5.4石(大坂)		

表7 明暦2年(1656)10月における尾道への穀物入荷

船 持 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内、仕入地	
1. 懿 や ?	1	大麦 9.2石(高松)	
2. うはしや 三郎右衛門	2	胡麻12石・大豆9石(広島)	
3. あか や 菖右衛門	5	大豆66石(拝志)	
4. いわしや 惣 三 郎	5	胡麻 2.4石(中津)	
5. 米 や 二郎兵衛	7	大麦17石(備前)	
6. しま や 伝 三 郎	6, 18, 20 21	大麦 2 石, 大麦 2 石, 大麦 6 石, 大麦12石(以上, 因島三津庄)	
7. いつみ や 治 右衛門	9	小豆 6 石(大坂)	
8. からつ や 十 三 郎	19	小豆45石(唐津)	
9. 備 中 や 九郎右衛門	23	大麦50石(新居浜)	
10. 金 や 六郎右衛門	24	胡麻 3.5石(三原)	
11. 弥 右衛門	27	大豆 2.1石(鶴)	
12. いつみ や 新 右衛門	28	胡麻 5 石(中津)	
13. わた や 助 右衛門	29	大麦60石(中津)	

荷 受 商 事 形 態			
人 名	日 付	荷 ()内、荷積地	
1. 米 や 九 七 郎	1. 6. 21 22, 23 28	米50石, 米45石, 米45石 米40石, 米40石 米30石(以上, 広島)	
2. 小 玉 仁 左 衛 門	6, 23	米50石, 米95石(以上, 広島)	
3. 島 や 七郎右衛門	11	米15石(中庄村)	
4. 大 入 や 清 左 衛 門	16, 28	米36石(広島), 米18石(向島)	
5. は い や 九 左 衛 門	18	米45石(向島)	
6. 泉 や 次郎右衛門	26	米60石(中庄村)	
7. うつは や 五郎左衛門	27	米21石(中庄村)	
人名記載なし		1件, 大麦20石(三原) 24件, 米969.5石	

「渋谷雑録」「尾道書類」による(表5・6も同じ)。

「渋谷雑録」「尾道書類」による(表5・6も同じ)。

つてないことも
わかるが、三原
(に限らず広島)
の米屋と大坂屋
を結ぶ専門の輸
送業者が存在し
たことも推測で
きる。また表7
に「人名記載な
し」としている
のは、豊田郡の
浦辺蔵と浅野因
幡守長治の蔵入
米が大部分を占
めるが、これは
商人を指定する
ことなく町に下
されたものであ
るう。では以上述べ
てきた船持商事
と荷受商事の関
係をどのように

把握すべきであろうか。つまり、各地から物資を運んできた商人（表示されていない他の商人も含む）が、①特定の尾道商人（荷受問屋）に荷上げする、②荷上げするが特定の商人とは限らない、③荷上げする場合もあるが、自ら小売したり、あるいは小売商に売却する、という少なくとも三つの場合が考えられる。①は一八世紀に問屋商業が盛大化した時期にみられるが、この段階（小市場Ⅱ）ではそこまで到達していないであろう。③の場合は、年寄の系譜をひく秋田屋（表6の15）・泉屋（表6の17、表7の7）・児玉屋（表5の10、表6の27）が考えられるが、泉屋をはじめとする初期豪商的經營の解体等を考慮すると、②が主流であったと推測できる。

以上、「切手写帳」の検討を不十分ながらも試みたが、そこには問屋商業の形態が生成しつつあったこと、また小市場内からの尾道への物資移入の大半が、元和期に地下人とよばれた月行事の系譜をひかない商人層によって担われていたこと——あえて推測すれば、表5と7に登場しなかつた寛永年間の月行事は、他の月に船持商事を行っていたであろうが、多くは問屋の存在として船持商事に従事する商人等から、荷受け行為を行っていたに違いない——がわかった。図1に示した大坂・堺や九州などの遠隔地の取引は、いまだ資本の優位にある年寄や有力な月行事の系譜をひく商人によってなされていた。これら商品流通の実態は、

尾道における小市場Ⅱの段階——すなわち、価格差の安定による買付（船持商事）→荷受（問屋）→（仲買）の端緒的成立。藩権力の領域市場整備への着手とともに市場関係の安定——および年寄・月行事の性格にみられた自治的機構の変化、という現象に照応しているであろう。

四 おわりに

慶長～寛文期の商品流通について、本稿では寛永年間を画期⁽⁴⁾として二つの時期に分け、主に穀物の流通に検討を加えた。

慶長～寛永年間には、初期豪商的經營を有する商人やそれにつぐ商人層が中心となって、藩権力の容認のもとに一種の自治的機構を尾道に構築していた。藩権力がこの年寄・月行事の「六五人」体制に基づく自治組織を容認せざるをえなかつたのは、何よりも領域における市場関係の未熟さに規定されたのであつた。こうしたなかで、年寄・月行事を中心とする商品の流通が実現されていたのであつた。寛永～寛文年間は、初期豪商的經營の解体の進行にともない、尾道の当初の自治的機構もゆらいでくる。このことは、とくに小市場の成熟と、藩権力が領域市場の把握・整備にのりだしたことの反映でもあつた。この時期の商品流通は、小市場を舞台に船持商事を展開する地下人の活躍が

注目されるが、むしろ彼らから荷受を行う商人の存在にも注目すべきであろう。元禄期以降に盛大化する問屋商業の原型がここに示されている。西廻り航路開発によって確立していく問屋商業の展開については、稿を改めたい。

注

- (1) 『尾道の郷土史論』(長沼賢海述、三好松三郎編、一九三一年)。
- (2) 「尾道の史的変遷とその水産関係事項」(『社会経済史学』第五卷一号、一九三五年)。
- (3) 『尾道の問屋と問屋座会所』(『経済史研究』第一〇卷三号、一九三八年、のち『近世商業経営の研究』第三部第五章に再録、一九四九年)。
- (4) 「寛永期の尾道町宗旨別帳について」(『広島大学文学部紀要』一五号、一九五九年)、「日本における都市共同体の形成」(『史学研究』七三号、一九五九年)、「近世初期豪商の性格と問屋制の成立」(『史学研究』八五号、一九六二年)、「近世都市成立過程に関する一考察」(『広島大学文学部紀要』第二二卷三号、一九六三年)、「近世商品流通史の諸問題」(『社会科研究』一二号、一九六四年)。
- (5) 市場問題は社会的分業の問題でもある。脇坂氏は、中世末と近世初期のそれは、地域内における都市と農村との共同体間分業がその基礎であることを主張し、分業の二重構造論(都市と農村の分業と、地域間分業の同時存在)を批判している。
- (6) 「近世初期における加子役の成立と市場構造」(福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』一九六八年)。
- (7) 「八箇国御時代分限帳」(秋山伸隆氏の写真版提供による。同氏には種々の御助言をいただいた。記して謝したい)。
- (8) 「毛利輝元印判状」(『広島県史』古代中世資料編IV、八〇三~八〇四頁)。
- (9) 毛利氏の流通支配については、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会』一九八二年)、および土井作治「幕藩制国家の展開——広島・福山藩を中心として——」(一九八五年)を参照。
- (10) 「福島正則預ケ米証文」(『広島県史』古代中世資料編IV、八〇九頁)。
- (11) 「残申御下米之銀子之事」(『渋谷文書』、九州文化史研究施設所蔵)。
- (12) (13) (14) 「渋谷文書」。
- (15) 『尾道市史』中巻、七三五~七三七頁。
- (16) 「尾道書類」(九州文化史研究施設所蔵)。
- (17) 少左衛門の父である又左衛門は、前述したように毛利時代に尾道の代官を勤めた初期豪商である。笠岡屋の由緒書に、「文禄元壬辰年 大閥様高麗御扁陣之砌 右裏座敷に御一泊被為成、神辺迄御供仕候」(『尾道市史』中巻、七四三頁)とあり、尾道における勢力の大きさを物語っている。
- (18) (21) 「八箇国御時代分限帳」。
- (19) 『尾道市史』中巻、七三九頁。
- (20) 渋谷氏については、前掲脇坂論文や土井『幕藩制国家の展

- 開』等を参照されたい。渋谷与兵衛の子、市右衛門が書いた
 山緒の「覚」によれば、「私先祖渋谷对馬守中者相模國久能
 越、毛利輝元様江龍出、対馬々七代御奉公相勤居り申候、七
 代日波谷与右衛門儀、其時分知行所者備後國沼隈郡神村、同
 郡新庄村、同郡津之郷村、品治郡上岩成、下岩成以上五ヶ村
 ニ而、物成四百六拾三石毫斗之余被下候、七端帆之閑船夷艘
 之役儀被仰付、則尾道町ニ住居仕候、右村々之打波シ者
 所持仕候、右与右衛門義威寵寄候ニ付御断申上、知行差上
 浪人ニ而其儘尾道ニ罷居申候」（渋谷文書）とあり、毛利
 氏の萩転封以前に浪人し、またその子与兵衛も「与右衛門任
 遺言、夫々浪人」し、毛利氏に仕えなかつたことが述べら
 れてゐる。
- (22) 「福島正則預ケ米証文」。
 (23) (24) 「渋谷文書」。
 (25) 隼田・畠中前掲論文。
 (26) 「御下米請遣方之事」（渋谷文書）。
 (27) 「梶田出雲様御下米いわしや二郎右衛門殿あつかり分之
 覚」（渋谷文書）。
- (28) 「寛永二年御下米請遣方一紙之事」（渋谷文書）。
- (29) この額は実際に負担する額ではなく、一〇〇日につけ四枚
 七分（寛永十七年「井上筑後様送加子百拾人算用」とか、
 一〇〇目につき二二枚七厘（寛永十年「苦葛くゞおない銀
 十三組ゞ取帳」というように、徵収される際の割掛基準額
 である。）
- (30) 脇坂氏は、寛永四年～十七年の間に一町一名の年寄制が確
 実してゐる。

立したと想定されているが、肯首しがたい。五名の年寄制か
 一町一名、計三名の年寄制へ移行するのは、「尾道志稿」
 卷之八（文化十三年、『備後譜書』（国所収）に、十四日・土
 堂・久保町にそれぞれ一名の年寄が万治年間より記録され
 ているが、おおよそその頃と推測しておきたい。

- (31) 「御調郡尾道浦御加子銀鑑御帳」（寛永四年、尾道市立図
 書館蔵）。
- (32) 註(30)、註(16)の史料および「寛永十五年地詰帳」（『新
 修尾道市史』第二卷所収）を詳細に検討すると、それぞれ
 の記載が一定の順序で対応しており、抱と記載されているも
 ののなかには、様々な存在が含まれてゐることがわかる。

- (33) 「渋谷文書」。
 (34) 脇坂前掲論文「日本における都市共同体の形成」。
 (35) 註(32)に同じ。
 (36) 「御領内米并他國々俵子入切手写帳」（『渋谷雑錄』）および
 「尾道書類」。

- (37) 「万小日記」（寛永十八年、「渋谷雑錄」）。

- (38) 註(36)に同じ。

- (39) なお一件ごとの註記は、隼田・畠中論文の第14表をとりあ
 えず参照された。
- (40) この点、初期豪商や中央の商業資本のあり方から、寛永年
 間に一つの画期期を設定したものに、山口徹「初期豪商の性
 格」（古島敏雄編『日本経済史大系』3、一九六五年）や、
 林玲子「幕藩制的市場と三都商業資本」（『歴史学研究』三
 二四号、一九六七年）等がある。

△付記▽ 本稿は、一九八七年八月二九・三〇日に行われた広島
 近世近代史研究会の合宿会での報告をまとめたもので
 ある。同会では有意義な御意見・助言をいただいた。

記して謝したい。